

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

消費税
インボイス
中止

2023年10月実施予定「インボイス制度」 免税事業者は廃業の危機 消費税負担か値引き迫られる。

【湖東税理士がQ&A解説】 Q1~Q8まで、連続で紙上学習をしています。
(商工新聞5月31日付より)

Q6 インボイスを導入する狙いは？ A 消費税の仕組みを厳しくし、免税事業者へ

これは消費税の本質に迫る質問です。消費税は、単純に売り上げに10%をかける税金ではありません。売上高の10%から、仕入れ等に含まれている10%の消費税分を差し引いて、税務署に納めます。

現在は、仕入れ等に含まれている消費税額は、法的に証明されたものではなく、アバウトなものです。免税事業者や消費者から買ったものも控除の対象です。この仕組みは日本独特のもので、「帳簿方式」と呼ばれています。

一方、税率が高いヨーロッパ諸国などで実施している付加価値税の控除方式は「インボイス方式」と呼ばれるもので、税務署から付与された付加価値税番号を記載した請求書・領収書によって、仕入税額控除を行う仕組みです。日本でも税率が引き上げられたため、政府は本格的な厳しい消費税の仕組みに踏み切り、免税事業者をなくし、課税を強化するというわけです。

Q7 簡易課税制度はなくなるの？ A 廃止か、適用範囲を縮小する方向

簡易課税制度は、消費税の納税計算を簡単にする目的で、2年前の売り上げが5千万円以下の中小事業者に認められています。業種によって40~90%を仕入れとみなして控除します。簡易課税は、消費税の納税事業者の約4割、120万人が選択しています。

インボイス方式を導入し厳格な適格請求書でやり取りしても、120万事業者は適用されないのです。だから、「簡易課税制度はインボイス制度の障害になる」との理由で、フランスのように廃止するか、存続させても、ドイツのように適用範囲を大幅に縮小する方向で検討されています。

Q8 ヨーロッパ諸国の小規模事業者の状況は？ A 免税事業者が淘汰された

フランスの免税水準は約1千万円、ドイツは600万円、イギリスは1200万円です。免税であっても、インボイスを発行するために課税事業者となることを選択する事業者が、たくさんいます。これを「免税の放棄」といいます。

フランスとイギリスの標準税率は20%、ドイツは19%なので、課税事業者になると税負担も大きくなりますが、生き残っているのは「免税の放棄」をして課税事業者を選択した小規模事業者です。課税事業者を選択しない事業者は、ほとんどが淘汰されてしまいました。

付加価値税=消費税のインボイス方式は、小規模事業者の命を奪う仕組みなのです。



*** テレビの寄贈のお願い**

コロナ感染防止対策として、様々な会議において、リモートによる会議が避けられなくなっています。そこで、50インチ位で現在使用されていないテレビがありましたら、「ご寄贈をお願いします。」ご連絡をくださいませ。

*** 融資**
(政府系金融機関)
実質無利子・無担保融資
12月末まで延長

*** 戦争法廃止**
19日行動
7月19日(月)
午後5時から

インボイス 実施中止を

紙上学習会は最終回

- ・ 今後は、地区別の学習会を開催予定です。
- ・ 時期は検討中

給付金制度を受けて 営業を守ろう

県の 営業時間短縮要請

「対応臨時給付金」

売上 (5・6月分)

- 申請受付開始 6月28日
受付終了 9月30日
- 金額 25万円から75万円/月
(売上減少以内)
※5月・6月合計150万円
(最大です)

中小法人・個人事業者

「月次支援金」

6月16日(水)から受付中

相談は 民商に電話を



読者・会員拡大も
よろしく願います。

全商連創立70周年向け
仲間増やし 2名拡大
高橋副会長と岡村共済会理事が友人に働きかけて、拡大しました。